

利用上の注意

本資料は、総務省統計局が公表した、2019年全国家計構造調査の各種結果から、富山県の概要をとりまとめたものです。利用上の注意についての詳細は、統計局ホームページに掲載の「2019年全国家計構造調査」の「利用上の注意」をご参照ください。

(<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/index.html>)

1 調査時期〔家計収支に関する結果〕

2019年全国家計構造調査の「家計収支に関する結果」は、原則として10月・11月の収支を調査した結果であり※、通年の収支を調査したものではありません。

家計収支には季節性がありますので、10月・11月の収支内容がそのままその年の収支内容を代表するものとはなりません。

また、2019年10月の消費税率改定など、制度変更の影響にも御留意ください。

※ 購入先、購入地域に関する結果は11月の支出を集計したものである。

2 調査の範囲

2019年全国家計構造調査は、全国から無作為に選定した約90,000世帯を対象として実施しましたが、次に掲げる世帯は、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査の対象から除外しています。

- ・ 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舎を含む。）を営む併用住宅の世帯
- ・ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ・ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- ・ 外国人世帯（世帯に日本語での調査票記入ができる者がいない世帯）
- ・ 学生の単身世帯
- ・ 15歳未満の単身世帯
- ・ 社会施設又は矯正施設の入所者（例：介護保険施設）
- ・ 病院及び療養所の入院者
- ・ 自衛隊の営舎内居住者

3 集計体系による結果の違い

2019年全国家計構造調査において作成する統計は、下表の三つの集計体系によって構成されています。なお、本資料において、個人収支状況調査の結果は取り扱っていません。

集計体系	家計総合集計体系	所得資産集計体系	個人収支集計体系
集計対象世帯	基本調査 家計調査世帯特別調査(※1) 全国単身世帯収支実態調査(※2)	簡易調査 基本調査 家計調査世帯特別調査 全国単身世帯収支実態調査(※2)	個人収支状況調査
集計に用いる調査票	家計簿(10月)(※1)(※3) 家計簿(11月)(※3) 世帯票(※3) 年収・貯蓄等調査票(※3)	世帯票(※3) 年収・貯蓄等調査票(※3)	個人収支簿 世帯票(家計調査) 年間収入調査票 (家計調査)
標本規模	約4.8万世帯	約9.2万世帯	約900世帯
公表体系	家計収支に関する結果 年間収入・資産分布等に関する結果	所得に関する結果 家計資産・負債に関する結果 年間収入・資産分布等に関する結果	個人的な収支に関する結果

※1 「購入先」及び「購入地域」を調査していない。

※2 全国・都道府県集計では集計対象に含め、県内経済圏・15万以上市集計では集計対象に含まれない。

※3 家計調査世帯特別調査では、「家計調査世帯特別調査票」と家計調査の「世帯票」、「年間収入調査票」、「貯蓄等調査票」、「家計簿」により調査している。

集計体系により集計に用いる調査票や調査対象世帯が異なるほか、同じ集計体系でも統計表により主な目的として集計する項目が異なるため、集計対象が異なる場合があります。

例えば、分類項目「購入先」又は「購入地域」を含む統計表では、11月分家計簿のみを集計対象とし、10月分家計簿は集計に含めていません。このため、10月分及び11月分家計簿を集計に用いる統計表(分類項目「購入先」又は「購入地域」を含まない統計表)とは、同じ「消費支出」でも金額が異なります。

4 標本誤差

全国家計構造調査は標本調査であり、結果には標本誤差が含まれます。一般には、標本規模が小さいほど標本誤差が大きくなりますので、利用に当たっては統計表の集計区分ごとの「集計世帯数(概数)」の違いに留意が必要です。もし標本規模が十分でない場合は、次の算出例を参考に、複数の区分を合算(「世帯数分布」をウエイトとして加重平均を行う。)した上で結果を利用することも御検討ください。

(参考) 2019年全国家計構造調査では、都道府県別消費支出(総世帯)について、集計世帯数800世帯程度の場合で標準誤差率が3%程度となることなどを目標に標本設計がなされています。

<加重平均の具体的な算出例>

年齢階級区分 A と年齢階級区分 B を合算し、年齢階級区分 C (A、B を合算) の加重平均を算出する場合

$$\begin{aligned} \text{○加重平均} &= [(\text{世帯数分布 A} \times \text{消費支出 A}) + (\text{世帯数分布 B} \times \text{消費支出 B})] \\ &\div (\text{世帯数分布 A} + \text{世帯数分布 B}) \end{aligned}$$

5 2014 年調査との時系列比較

2019 年全国家計構造調査の実施・集計に当たっては、調査方法の変更、乗率作成方法の変更等が行われました。このため、本資料において 2014 年調査結果との比較を行う際には、「平成 26 年全国消費実態調査 2019 年調査の集計方法による遡及集計」を用いるなど、2019 年調査結果と比較可能な数値を用いています。

ただし、この数値を用いてもなお、以下のような点に留意が必要です。

- ・実収入（勤め先収入）のうち「他の世帯員収入」の増加〔家計収支に関する結果〕

2014 年遡及結果と比べ 2019 年結果では、「他の世帯員収入」（家計簿）の金額が増加しています。この差には、家計簿を改正し、2019 年調査で新たに「Ⅱ口座への入金」欄を設けたことで「他の世帯員収入」の記入漏れが減少した影響も含まれるとみられます。

6 総数と内訳の計に関する留意事項

本資料上の図表について、原則として不詳の世帯は総数にのみ含み、内訳項目には含まれないこと、金額及び構成比は表示単位に四捨五入してあることから、総数と内訳の計は必ずしも一致しません。

7 統計表中に使用している記号・秘匿などについて

(1) 統計表中に使用されている記号等は、以下のとおりです。

- ・「-」は、該当数値のないことを示す。
- ・「0」（0.0、0.00）は、表章単位未満の数値であることを示す。例：0.04 → 0.0
- ・「X」は、該当数値が秘匿されていることを示す。

(2) 秘匿処理

調査世帯の回答の秘密を保護する観点から、集計世帯数が 2.5 未満のときは、金額等が「X」と表章されています。

また、「集計世帯数」が 1（世帯）となるセルを特定できないようにする観点から、「集計世帯数」は概数で表章されています。具体的には、集計世帯数が 5 未満のときは「X」と表章され、集計世帯数が 5 以上のときは 1 の位で四捨五入して表章されています。

（例：集計世帯数 7 世帯 → 「集計世帯数（概数）」に「10」と表章）